

静岡県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支について、世界に輝く静岡の会等から令和元年分及び令和2年分の収支の報告に係る訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

令和4年2月7日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

令和2年11月26日静岡県選挙管理委員会告示第57号別冊176ページ（右）4行目
世界に輝く静岡の会の報告中、

「4 支出の内訳」のうち

「政治資金パーティー開催事業費	4,037,212」を
「政治資金パーティー開催事業費	2,066,212」に訂正し、
「政治資金パーティー開催事業費	2,066,212」の次に
「宣伝事業費	1,971,000」を追加する。

令和3年11月29日静岡県選挙管理委員会告示第81号別冊62ページ（右）21行目
田中健後援会の報告中、

「1 収入総額	8,825,388」を
「1 収入総額	8,851,388」に訂正し、
「本年收入額	6,909,000」を
「本年收入額	6,935,000」に訂正し、
「3 本年收入の内訳」のうち	
「寄付	6,909,000」を
「寄付	6,935,000」に訂正し、
「政治団体分	6,659,000」を
「政治団体分	6,685,000」に訂正し、
「5 寄付の内訳」〔政治団体分〕のうち	
「国民民主党静岡県第4区総支部	1,959,000 静岡市葵区」を
「国民民主党静岡県第4区総支部	1,985,000 静岡市葵区」に訂正する。